



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
10月15日
第555号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示	
道路区域の変更(道路保全課)	1
○ 公 告	
公共測量実施公告(監理課)	1
公共測量終了公告(監理課)	2
一般競争入札の公告(警察本部会計課)	2

告 示

滋賀県告示第323号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年10月15日から令和6年10月29日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月15日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
国道	367号	高島市朽木荒川字慕谷721番4地先から	変更後	最小 18.5m 最大 41.2m	124.1m	道路改良工事(線形改良)に伴う道路区域の変更
		高島市朽木荒川字西峯687番2地先まで	変更前	最小 12.5m 最大 26.4m	124.1m	

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年10月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 作業の地域 高島市今津町酒波、今津町深清水、今津町日置前、今津町岸脇、今津町梅原

3 作業の期間 令和6年9月9日から令和7年2月28日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、長浜市長 浅見 宣義から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年10月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳補正)
- 2 作業の地域 長浜市全域
- 3 作業の期間 令和6年9月30日から令和7年3月25日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、彦根市長 和田 裕行から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年10月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 彦根市駅東町
- 3 作業の終了日 令和6年9月30日

一般競争入札の公告

組織犯罪対策情報管理システム機器等の賃貸借について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年10月15日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 組織犯罪対策情報管理システム機器等の賃貸借(搬入等を含む。) 一式
- (2) 借入物品および委託業務の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間および搬入期間
ア 借入期間 令和7年8月1日(金)から令和12年1月31日(木)まで
イ 搬入期間 契約締結日から令和7年7月31日(木)まで
- (4) 借入場所および履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。
ア 営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル、情報処理
イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書、技術審査・機能証明書、機器等・役務リストおよびシステム構築事業者の要件を証する書類の写し

(2) 提出期限 令和6年11月15日(金)午後5時まで

(3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2263)

(2) 契約条項を示す期間 令和6年10月15日(火)から令和6年12月20日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時までおよび同月23日(月)の午前9時から午後1時まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限 令和6年12月23日(月)午後1時まで

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和6年12月24日(火)午前10時 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

(2) 入札金額は、総貸賃借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手續要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased and consignment : Organized Crime Control Information Management System Equipment, etc. 1 set

(2) Deadline for tender : 13 : 00, December 23, 2024

(3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231 (Extension 2263)